

## 緊急通報システム利用同意書

緊急通報システムの利用にあたり次の事項について同意します。

### 記

- 1 緊急通報装置をNTTアナログ回線以外で利用した場合、正常に動作しない可能性があること。
- 2 緊急通報を発し、その後受信センター又は関係機関（者）からの連絡に応答しない場合には、関係機関（者）の住居内への立ち入りを認めること。
- 3 緊急の救助活動時に関係機関（者）が住居内に立ち入る際、やむを得ない事由により住居等の一部に破損等が生じても、その責任は問わないこと。
- 4 自らの過失により、貸与された緊急通報装置及び付属設備器具（ペンダント等）を紛失し、破損し、又は故障させたときは、それによって生じた損害を賠償すること。
- 5 資格を喪失したとき、又は申請書に記載した事項に変更があった時は、速やかに届け出ること（様式第4号「緊急通報システム異動届」）。
- 6 受信センター、岐阜市消防本部等の関係機関と必要な個人情報を共有すること。
- 7 本事業の申請内容確認のために必要となる情報（住民基本台帳、要介護状態区分、身体障害者手帳）について、町が確認すること。

北方町長 様

年 月 日

(申請者) 住所

氏名